

第 9 2 号議案

足立区立母子生活支援施設の設置および管理に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 7 年 9 月 2 1 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区立母子生活支援施設の設置および管理に関する条例の一部
を改正する条例

足立区立母子生活支援施設の設置および管理に関する条例（昭和 4 0
年足立区条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を第 1 6 条とし、同条の前に次の 7 条を加える。

（原状回復の義務）

第 9 条 利用者は、母子生活支援施設を退去しようとするときは、退去
時までにはその居室を原状に回復しなければならない。第 7 条の規定に
より退所を命ぜられたときも、同様とする。ただし、区長の承認を得
たときは、この限りでない。

2 第 1 1 条第 1 項の規定により母子生活支援施設の管理を行う者（以
下「指定管理者」という。）は、指定の期間が満了したとき又は指定
を取り消され、若しくは管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられ
たときは、施設又は付帯設備を速やかに原状に回復しなければならない。
ただし、区長の承認を得たときは、この限りでない。

（損害賠償の義務）

第 1 0 条 利用者は、母子生活支援施設の利用に際し、施設又は付帯設
備に損害を与えたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなけれ
ばならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、
その額を減額し、又は免除することができる。

2 指定管理者は、施設又は付帯設備に損害を与えたときは、区長が相

当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第 1 1 条 母子生活支援施設の管理に関する業務は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 2 2 条に規定する社会福祉法人で、区長が指定する指定管理者に行わせることができる。

2 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認められた場合を除き、規則で定めるところにより公募するものとする。

(指定管理者の指定)

第 1 2 条 前条第 1 項の規定による指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請をした者のうちから、規則で定める基準により母子生活支援施設の目的を最も効果的に実現することができる者を指定管理者の候補者に選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

3 区長は、指定管理者を指定したとき又は指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(福祉施設指定管理者等選定審査会への諮問)

第 1 3 条 前条第 2 項に規定する指定管理者の候補者の選定審査に際しては、足立区福祉施設指定管理者等選定審査会条例（平成 1 7 年足立区条例第 号）第 1 条に規定する足立区福祉施設指定管理者等選定審査会に諮問するものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

第 1 4 条 指定管理者の業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 第 5 条に規定する事業（区長の権限に属するものを除く。）

(2) 施設の維持管理に関する業務

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、区長が母子生活支援施設の管理

運営に必要と認める業務

(管理の基準)

第 15 条 指定管理者は、前条に定める業務を適正かつ効率的に行わなければならない。

2 指定管理者及び母子生活支援施設の管理の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、母子生活支援施設を利用する者の個人情報適切に保護されるために必要な措置を講ずるとともに、母子生活支援施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても、同様とする。

第 7 条を削り、第 6 条を第 8 条とする。

第 5 条第 2 項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条を第 7 条とする。

第 4 条各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第 2 号中「伝染性疾患を有する」を「感染症に罹患^りしている」に改め、同条を第 6 条とする。

第 3 条の次に次の 2 条を加える。

(通年開業)

第 4 条 母子生活支援施設は、通年開業とする。

(事業)

第 5 条 母子生活支援施設は、次の事業を行う。

(1) 生活指導、保健衛生その他利用者の処遇に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、母子生活支援施設の目的を達成するために必要なこと。

付 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条を第 16 条とし、同条の前に 7 条を加える改正規定（第 11 条から第 13 条までに係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(提案理由)

母子生活支援施設の管理を指定管理者に行わせるとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。